

令和 8 年 9 月

飯田市議会第 3 回定例会議案

令和 8 年飯田市議会第 3 回定例会議案目次

(9 月 2 日提出分)

報告第20号	専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度飯田市一般会計補正予算（第 2 号））
報告第21号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第22号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第23号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第24号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第25号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
議案第83号	教育委員会の委員の任命について
議案第84号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
議案第85号	飯田市野底財産区管理委員の選任について
議案第86号	飯田市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第87号	飯田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第88号	廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第89号	飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第90号	飯田都市計画事業丸山・羽場土地地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第91号	飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について
議案第92号	飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議案第93号	飯田市水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第94号	大鹿村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第95号	土地の取得について

議案第96号	財産の無償譲渡について
議案第97号	令和7年度飯田市水道事業剰余金の処分について
議案第98号	令和7年度飯田市下水道事業剰余金の処分について
議案第99号	令和8年度飯田市一般会計補正予算（第3号）案
議案第100号	令和8年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第1号）案
議案第101号	令和8年度飯田市病院事業会計補正予算（第1号）案
議案第102号	令和8年度飯田市水道事業会計補正予算（第1号）案
議案第103号	令和8年度飯田市各財産区会計補正予算（第1号）案
議案第104号	令和7年度飯田市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第105号	令和7年度飯田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第106号	令和7年度飯田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第107号	令和7年度飯田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第108号	令和7年度飯田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第109号	令和7年度飯田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第110号	令和7年度飯田市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第111号	令和7年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第112号	令和7年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第113号	令和7年度飯田市病院事業決算認定について
議案第114号	令和7年度飯田市水道事業決算認定について
議案第115号	令和7年度飯田市下水道事業決算認定について
議案第116号	令和7年度飯田市各財産区会計歳入歳出決算認定について

報告第20号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項について専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年9月2日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第12号 令和8年度飯田市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度飯田市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度飯田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,977,903千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年7月22日専決

飯田市長 佐藤 健

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		184,128	1,180	185,308
	1 分担金	61	1,180	1,241
14 国庫支出金		8,401,555	6,670	8,408,225
	1 国庫負担金	5,441,285	6,670	5,447,955
15 県支出金		4,006,828	3,500	4,010,328
	2 県補助金	1,548,945	3,500	1,552,445
19 繰越金		532,671	8,950	541,621
	1 繰越金	532,671	8,950	541,621
21 市債		4,660,200	85,700	4,745,900
	1 市債	4,660,200	85,700	4,745,900
歳 入 合 計		55,871,903	106,000	55,977,903

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 災害復旧費		38,300	106,000	144,300
	1 農林水産施設災害復旧費	33,300	32,900	66,200
	2 公共土木施設災害復旧費	5,000	73,100	78,100
合 計		55,871,903	106,000	55,977,903

第2表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
補助災害復旧事業費	千円 6,100	普通貸借 又 は 証券発行	4.5%以内 (ただし、利 率見直し方式 については、 当該見直し後 の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構資 金についてはその融 通条件により、銀行 その他の場合にはそ の債権者と協議する。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還若 しくは借換えするこ とができる。

2 変 更

起 債 の 目 的	補正前の限度額	補正後の限度額
単独災害復旧事業費	千円 26,400	千円 106,000
計	4,660,200	4,745,900

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11 災害復旧費	38,300	106,000	144,300
歳 出 合 計	55,871,903	106,000	55,977,903

(単位 : 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
10,170	85,700	1,180	8,950
10,170	85,700	1,180	8,950

2 歳入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

款 項 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
12	分担金及び負担金	184,128	1,180	185,308
	1 分担金	61	1,180	1,241
	11 災害復旧費分担金	0	1,180	1,180
14	国庫支出金	8,401,555	6,670	8,408,225
	1 国庫負担金	5,441,285	6,670	5,447,955
	11 災害復旧費負担金	0	6,670	6,670
15	県支出金	4,006,828	3,500	4,010,328
	2 県補助金	1,548,945	3,500	1,552,445
	11 災害復旧費県補助金	0	3,500	3,500
19	繰越金	532,671	8,950	541,621
	1 繰越金	532,671	8,950	541,621
	1 繰越金	532,671	8,950	541,621
21	市債	4,660,200	85,700	4,745,900
	1 市債	4,660,200	85,700	4,745,900
	11 災害復旧債	26,400	85,700	112,100
歳 入 合 計		55,871,903	106,000	55,977,903

(単位 : 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 農林災害復旧費分担金	1, 180	農地補助災害復旧事業分担金 700 農地単独災害復旧事業分担金 480	
21 公共土木施設災害復旧費負担金	6, 670	公共土木施設災害復旧事業負担金	6, 670
1 農業施設等災害復旧費補助金	3, 500	農地補助災害復旧事業補助金	3, 500
1 純繰越金	8, 950	純繰越金	8, 950
1 農業施設等災害復旧債	2, 800	現年発生補助災害復旧事業債	2, 800
2 林道災害復旧債	16, 500	現年発生単独災害復旧事業債	16, 500
21 公共土木施設災害復旧債	66, 400	現年発生補助災害復旧事業債 3, 300 現年発生単独災害復旧事業債 63, 100	

3 歳出

(款) 11 災害復旧費

(項) 1 農林水産施設災害復旧費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	38,300	106,000	144,300	10,170	85,700	1,180	8,950
1 農林水産施設災害復旧費	33,300	32,900	66,200	3,500	19,300	1,180	8,920
1 農業施設等災害復旧費	0	7,000	7,000	3,500	2,800	700	0
				3,500	2,800	700	0
				(分) 農地補助災害復旧事業分担金			700
				(県) 農地補助災害復旧事業補助金			3,500
				(市) 現年発生補助災害復旧事業債			2,800
10 農林単独災害復旧事業費	33,300	25,900	59,200		16,500	480	8,920
						480	20
				(分) 農地単独災害復旧事業分担金			480
					16,500		8,900
				(市) 現年発生単独災害復旧事業債			16,500
2 公共土木施設災害復旧費	5,000	73,100	78,100	6,670	66,400		30
1 公共土木施設災害復旧費	0	10,000	10,000	6,670	3,300		30
				6,670	3,300		30
				(国) 公共土木施設災害復旧事業負担金			6,670
				(市) 現年発生補助災害復旧事業債			3,300
10 土木施設単独災害復旧事業費	5,000	63,100	68,100		63,100		0
					63,100		0
				(市) 現年発生単独災害復旧事業債			63,100
歳 出 合 計	55,871,903	106,000	55,977,903	10,170	85,700	1,180	8,950

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	7,000	10農地補助災害復旧事業費 7,000 01現年発生農地補助災害復旧事業費 7,000 14 工事請負費 7,000 災害復旧工事費 7,000
12 委託料	800	
14 工事請負費	25,100	10農業施設等単独災害復旧事業費 500 01農業施設等単独災害復旧事業費 500 12 委託料 200 作業委託料 200 14 工事請負費 300 災害復旧工事費 300 11林道単独災害復旧事業費 25,400 01林道単独災害復旧事業費 25,400 12 委託料 600 倒木処理業務委託料 600 14 工事請負費 24,800 災害復旧工事費 24,800
14 工事請負費	10,000	10現年発生土木施設補助災害復旧事業費 10,000 01土木施設補助災害復旧事業費 10,000 14 工事請負費 10,000 災害復旧工事費 10,000
10 需用費	1,000	
12 委託料	27,100	10土木施設単独災害復旧事業費 63,100
14 工事請負費	35,000	01土木施設単独災害復旧事業費 63,100 10 需用費 1,000 消耗品費 824 燃料費 176 12 委託料 27,100 施設清掃等業務委託料 600 測量調査等業務委託料 2,000 倒木処理業務委託料 24,500 14 工事請負費 35,000 災害復旧工事費 35,000

附表

地 方 債 の 令 和 6 年 度 末 に お け
令 和 8 年 度 末 に お け る 現 在 高

区 分	令 和 7 年 度 末 現 在 高 見 込 額	令 和 8 年 度 中 増 減	
		令 和 8 年 度 中 起 債	
		補正前の額	補 正 額
	千円	千円	千円
2. 災 害 復 旧 債	2,086,919	26,400	85,700
(1) 補 助	917,738	0	6,100
(2) 単 独	1,169,181	26,400	79,600
合 計	44,079,537	4,660,200	85,700

る 現 在 高 並 び に 令 和 7 年 度 末 及 び
の 見 込 み に 関 す る 調 書 補 正

見 込 み	令 和 8 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
見 込 額			
補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額
千円	千円	千円	千円
112,100	1,931,928	85,700	2,017,628
6,100	862,625	6,100	868,725
106,000	1,069,303	79,600	1,148,903
4,745,900	44,480,452	85,700	44,566,152

報告第21号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月2日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第9号 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり自動車事故による損害を賠償する。

令和8年6月22日専決

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市内在住者

2 事故の概要

令和8年1月28日午前10時45分頃、飯田市上郷黒田2800番地5の相手方の住宅付近の私道において、公務のため飯田市所有の軽貨物自動車が後退した際、当該車両の後方に設置されていた相手方所有のカーポートの支柱に接触し、相手方に損害を与えた。

3 損害賠償額 69,850円

報告第22号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月2日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第11号 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり道路管理の瑕疵^{かし}による損害を賠償する。

令和8年7月21日専決

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市外在住者

2 事故の概要

令和8年5月10日午後2時頃、飯田市上郷黒田1800番5付近の市道上郷344号線において、走行していた相手方の軽乗用自動車は、当該市道の路面と集水ますとの間にできた段差に接触し、当該車両の左側のタイヤ及びホイールを破損する損害を与えた。

3 損害賠償額 30,283円

報告第23号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月2日報告

飯田市長 佐藤 健

記

損害賠償の額を定めることについて

次の表のとおり学校施設管理の瑕疵による損害を賠償する。 ^{かし}				
専決番号	専決の日	相手方	事故の概要	損害賠償額
専決第13号	令和8年7月23日	飯田市内在住者	令和8年4月6日午前7時45分頃、飯田市今宮町2丁目の飯田市立丸山小学校の東門入口付近において、職員が入学式の準備のため立て掛けた看板が風により倒れ、同所前の市道（1－15）白山城山線を走行していた相手方の小型乗用自動車の左前方に接触し、破損する損害を与えた。	290,521円
専決第14号	令和8年7月23日	飯田市内在住者	令和8年6月18日午前7時頃、飯田市上郷黒田484番6の飯田市立上郷小学校職員駐車場において、職員が草刈りをしていた際に草刈り機が跳ね上げた石が、当該駐車場に駐車していた相手方の小型乗用自動車の左側の後部ガラスに当たり、破損する損害を与えた。	36,245円

報告第24号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月2日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第10号 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり社会体育施設管理の瑕疵^{かし}による損害を賠償する。

令和8年7月1日専決

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市内在住者

2 事故の概要

令和8年4月1日午前10時30分頃、飯田市三日市場の飯田運動公園内多目的グラウンド西の駐車場において、相手方が排水溝の蓋の隙間に左足を挟み転倒し、負傷する損害を与えた。

3 損害賠償額 14,850円

報告第25号

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり報告する。

令和8年9月2日報告

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

1 健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	— (11.89)
連結実質赤字比率	— (16.89)
実質公債費比率	8.5 (25.0)
将来負担比率	7.5 (350.0)

(備考) 1 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。

2 括弧内の数値は早期健全化基準

2 資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率
地方卸売市場事業特別会計	— (20.0)
病院事業会計	— (20.0)
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業会計	— (20.0)

(備考) 1 「—」は、資金の不足額がないことを示す。

2 括弧内の数値は経営健全化基準

議案第83号

教育委員会の委員の任命について

下記の者を、飯田市教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 本村 栄次

議案第84号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者を、飯田市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐 藤 健

記

飯田市内在住 伊藤 正

議案第85号

飯田市野底財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市野底財産区管理委員に選任したいから、飯田市野底財産区管理会条例（昭和32年飯田市条例第50号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 林 義法

議案第86号

飯田市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

飯田市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり
制定する。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正す
る条例（案）

飯田市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成5年飯田市条例第111号）の一
部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第3条第2項中「印鑑の登録及び証明に関する条例」を「飯田市印鑑の登録及び証明に関する
条例」に改める。

第4条中「第21条第2項」を「第18条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第87号

飯田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

飯田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年飯田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項第1号中「規定するもの」を「規定する個人番号カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書を含む。）」に改める。

第8条の見出し中「再交付」を「引換交付等」に改め、同条第1項から第3項までの規定中「再交付」を「引換交付」に改める。

第9条第4項中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

第12条第2号中「再交付」を「引換交付」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第88号

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）

廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和49年飯田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第6条の2第5項」を「第6条の2第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第89号

飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例（案）

飯田市福祉医療費給付金条例（平成15年飯田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「規定する個人番号カード」の次に「（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第90号

飯田都市計画事業丸山・羽場土地区画整理事業施行条例等の一部
を改正する条例の制定について

飯田都市計画事業丸山・羽場土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田都市計画事業丸山・羽場土地区画整理事業施行条例等の一部を改正
する条例（案）

（飯田都市計画事業丸山・羽場土地区画整理事業施行条例の一部改正）

第1条 飯田都市計画事業丸山・羽場土地区画整理事業施行条例（昭和59年飯田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第21条中「第91条第4項」を「第91条第3項」に改める。

（飯田市景観条例の一部改正）

第2条 飯田市景観条例（平成19年飯田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第7項中「第8条第5項から第11項」を「第8条第6項から第13項」に改める。

第9条第5項中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

第27条第2項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

（飯田市屋外広告物条例の一部改正）

第3条 飯田市屋外広告物条例（平成19年飯田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第2章」を「次章」に改める。

第24条第5項第1号中「第16条第7項第2号から第10号」を「第16条第8項第2号から第11号」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中飯田市屋外広告物条例第3条の改正規定 公布の日
- (2) 第2条の規定及び第3条中飯田市屋外広告物条例第24条の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号。以下「改正法」という。）附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (3) 第1条の規定 改正法附則第1条第2号の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

議案第91号

飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例（案）

飯田市営住宅等条例（平成22年飯田市条例第17号）の一部を次のように改正する。
別表第5 伊那上郷駅上市営住宅の部昭和62年度の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第92号

飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

飯田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年飯田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第18条の規定を適用する場合においては、改正前の第18条の規定により支給された葬祭補償は、改正後の第18条の規定による葬祭補償の内払とみなす。

議案第93号

飯田市水道条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市水道条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

飯田市長 佐 藤 健

記

飯田市水道条例の一部を改正する条例（案）

飯田市水道条例（平成 5 年飯田市条例第85号）の一部を次のように改正する。
第25条第 1 項の表を次のように改める。

用途 \ 料金	基本料金			従量料金（1 ㎡につき）		
	使用水量	口径	料金	口径	従量区分	料金
一般・営業用	8 ㎡以下	13mm	1,562円	13mm	9 ㎡以上20㎡以下の部分	216円
		20mm	2,035円	20mm		
		25mm	2,904円	25mm	21㎡以上の部分	236円
		40mm	6,996円	40mm	1 ㎡以上の部分	236円
		50mm	10,769円	50mm		
		75mm	25,883円	75mm		
		100mm	43,813円	100mm		
公衆浴場用		13mm	758円	13mm	1 ㎡以上の部分	66円
		20mm	838円	20mm		
		25mm	1,171円	25mm		
		40mm	3,180円	40mm		
		50mm	6,519円	50mm		
(備考)						
1 一般・営業用とは、公衆浴場（公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例（昭和41年長野県条例第49号）第2条に規定する普通公衆浴場をいう。以下同じ。）以外に用いる専用給水装置をいう。						
2 公衆浴場用とは、公衆浴場に用いる専用給水装置をいう。						

第25条第 2 項中「277円」を「327円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第25条の規定は、令和 9 年 5 月以後の月分として算定される料金から適用し、同年

4月以前の月分として算定される料金については、なお従前の例による。

議案第94号

大鹿村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更
する協定を締結することについて

飯田市及び大鹿村の間において平成21年7月14日に締結した定住自立圏形成協定について、別紙のとおりその一部を変更する協定を締結するため、飯田市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成21年飯田市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書（案）

飯田市（以下「甲」という。）と大鹿村（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成21年7月14日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

定住自立圏の形成に関する協定書（平成21年7月14日締結）の一部を次のように変更する。

第3条第2号ア(イ) b(b)中「共有することができる」を「共同で」に、「の構築について共同で研究」を「を構築し、及び運営」に改め、同(イ) c中「を活用するとともに、甲と共有することができるデータ放送システムの構築について共同で研究」を「並びに甲と共同で構築するデータ放送システムを活用」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 年 月 日

飯田市大久保町2534番地
甲 飯田市
飯田市長 佐藤 健

下伊那郡大鹿村大字大河原354番地
乙 大鹿村
大鹿村長 熊谷 英俊

議案第95号

土地の取得について

飯田山本インター産業団地（仮称）整備事業に係る用地として、下記の土地を取得したいから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年飯田市条例第53号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 場所 飯田市竹佐55番1を除くほか70筆
- 2 面積 50,137.69平方メートル
- 3 取得予定価格 121,979,597円
- 4 契約の相手方 飯田市内在住者を除くほか25人

議案第96号

財産の無償譲渡について

下記の財産を無償で譲渡したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

1 譲渡する財産

(1) 土地

所在 飯田市松尾水城3571番

地目 宅地

面積 238.00平方メートル

(2) 建物

所在 飯田市松尾水城3575番地

構造 鉄骨造2階建て

床面積 404.36平方メートル

2 譲渡の相手方

飯田市松尾水城3575番地

水城区

3 譲渡の理由

水城区が、集会施設として活用するため。

議案第97号

令和7年度飯田市水道事業剰余金の処分について

令和7年度飯田市水道事業剰余金について、別紙のとおり処分したいから、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

令和7年度飯田市水道事業剰余金処分計算書（案）

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
			減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
当年度 末残高	12,230,463,780	534,073,439	1,534,079,627	117,022,000	385,734,680	2,036,836,307
議会の 議決に よる処 分額	159,673,370	0	226,061,310	0	△385,734,680	△159,673,370
資本 金へ の組 入れ	159,673,370	0	0	0	△159,673,370	△159,673,370
減債 積立 金の 積立	0	0	226,061,310	0	△226,061,310	0
処分後 残高	12,390,137,150	534,073,439	1,760,140,937	117,022,000	(繰越利益剰余金) 0	1,877,162,937

議案第98号

令和7年度飯田市下水道事業剰余金の処分について

令和7年度飯田市下水道事業剰余金について、別紙のとおり処分したいから、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

令和7年度飯田市下水道事業剰余金処分計算書（案）

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
			減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
当年度 末残高	4,625,910,023	783,542,267	202,118,846	1,048,703,964	1,250,822,810
議会の 議決に よる処 分額	583,065,901	0	465,638,063	△ 1,048,703,964	△ 583,065,901
資本 金へ の組 入れ	583,065,901	0	0	△ 583,065,901	△ 583,065,901
減債 積立 金の 積立	0	0	465,638,063	△ 465,638,063	0
処分後 残高	5,208,975,924	783,542,267	667,756,909	(繰越利益剰余金) 0	667,756,909

令和8年度飯田市一般会計補正予算（第3号）案

令和8年度飯田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261,633千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,239,536千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		185,308	500	185,808
	1 分担金	1,241	500	1,741
14 国庫支出金		8,408,225	109,397	8,517,622
	2 国庫補助金	2,939,966	109,397	3,049,363
15 県支出金		4,010,328	13,856	4,024,184
	2 県補助金	1,552,445	12,963	1,565,408
	3 委託金	285,521	893	286,414
17 寄附金		722,150	7,518	729,668
	1 寄附金	722,150	7,518	729,668
18 繰入金		2,326,117	2,522	2,328,639
	2 基金繰入金	2,275,073	2,522	2,277,595
19 繰越金		541,621	77,173	618,794
	1 繰越金	541,621	77,173	618,794
20 諸収入		3,139,835	13,567	3,153,402
	5 雑入	1,481,488	13,567	1,495,055
21 市債		4,745,900	37,100	4,783,000
	1 市債	4,745,900	37,100	4,783,000
歳 入 合 計		55,977,903	261,633	56,239,536

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		6,672,083	4,596	6,676,679
	1 総務管理費	5,715,891	4,596	5,720,487
3 民生費		18,919,900	4,373	18,924,273
	1 社会福祉費	8,485,484	4,355	8,489,839
	2 児童福祉費	9,367,107	18	9,367,125
4 衛生費		6,215,324	140,261	6,355,585
	1 保健衛生費	4,919,036	129,261	5,048,297
	2 清掃費	1,296,288	11,000	1,307,288
5 労働費		210,933	674	211,607
	1 労働諸費	210,933	674	211,607
6 農林水産業費		1,746,922	18,574	1,765,496
	1 農業費	951,648	18,574	970,222
7 商工費		3,733,396	8,214	3,741,610
	1 商工費	3,733,396	8,214	3,741,610
8 土木費		5,804,994	55,160	5,860,154
	2 道路橋りょう費	3,078,382	42,958	3,121,340
	4 都市計画費	1,933,896	12,202	1,946,098
9 消防費		1,390,767	9,768	1,400,535
	1 消防費	1,390,767	9,768	1,400,535
10 教育費		6,184,651	15,013	6,199,664
	1 教育総務費	663,363	2,822	666,185
	6 保健体育費	1,486,073	12,191	1,498,264
11 災害復旧費		144,300	5,000	149,300
	1 農林水産施設災害復旧費	66,200	5,000	71,200
歳 出 合 計		55,977,903	261,633	56,239,536

第2表 繰越明許費

1 追 加

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	脱炭素先行地域づくり事業	千円 235,464
8 土木費	2 道路橋りょう費	地方創生道整備推進交付金事業	110,000
		社会資本整備総合交付金事業 (道路整備)	47,000

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
道路メンテナンス事業（令和8年度）	令和8年度から 令和9年度まで	千円 80,000

2 変 更

事 項	補正前の限度額	補正後の限度額
新データ放送システム構築業務委託	千円 15,400	千円 23,100

第4表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補正前の限度額	補正後の限度額
農業農村整備事業費	千円 10,300	千円 13,800
観光施設整備事業費	189,500	194,200
道路橋りょう整備事業費	1,099,900	1,122,900
公園事業費	65,700	67,400
消防防災施設整備事業費	116,400	118,600
補助災害復旧事業費	6,100	8,100
計	4,745,900	4,783,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金	185,308	500	185,808
14 国庫支出金	8,408,225	109,397	8,517,622
15 県支出金	4,010,328	13,856	4,024,184
17 寄附金	722,150	7,518	729,668
18 繰入金	2,326,117	2,522	2,328,639
19 繰越金	541,621	77,173	618,794
20 諸収入	3,139,835	13,567	3,153,402
21 市債	4,745,900	37,100	4,783,000
歳 入 合 計	55,977,903	261,633	56,239,536

(歳出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	6,672,083	4,596	6,676,679
3 民生費	18,919,900	4,373	18,924,273
4 衛生費	6,215,324	140,261	6,355,585
5 労働費	210,933	674	211,607
6 農林水産業費	1,746,922	18,574	1,765,496
7 商工費	3,733,396	8,214	3,741,610
8 土木費	5,804,994	55,160	5,860,154
9 消防費	1,390,767	9,768	1,400,535
10 教育費	6,184,651	15,013	6,199,664
11 災害復旧費	144,300	5,000	149,300
歳 出 合 計	55,977,903	261,633	56,239,536

(単位：千円)

[illegible]

2 歳入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金	185,308	500	185,808
1 分担金	1,241	500	1,741
11 災害復旧費分担金	1,180	500	1,680
14 国庫支出金	8,408,225	109,397	8,517,622
2 国庫補助金	2,939,966	109,397	3,049,363
2 総務費国庫補助金	752,570	109,397	861,967
15 県支出金	4,010,328	13,856	4,024,184
2 県補助金	1,552,445	12,963	1,565,408
6 農林水産業費県補助金	450,083	1,032	451,115
10 教育費県補助金	273,770	9,431	283,201
11 災害復旧費県補助金	3,500	2,500	6,000
3 委託金	285,521	893	286,414
3 民生費委託金	27,738	893	28,631
17 寄附金	722,150	7,518	729,668
1 寄附金	722,150	7,518	729,668
3 民生費寄附金	0	18	18
7 商工費寄附金	10,000	200	10,200
9 消防費寄附金	0	7,000	7,000
10 教育費寄附金	50	300	350
18 繰入金	2,326,117	2,522	2,328,639
2 基金繰入金	2,275,073	2,522	2,277,595
1 基金繰入金	2,275,073	2,522	2,277,595
19 繰越金	541,621	77,173	618,794
1 繰越金	541,621	77,173	618,794
1 繰越金	541,621	77,173	618,794
20 諸収入	3,139,835	13,567	3,153,402
5 雑入	1,481,488	13,567	1,495,055
1 雑入	1,481,488	13,567	1,495,055
21 市債	4,745,900	37,100	4,783,000

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 農林災害復旧費分担金	500	農地補助災害復旧事業分担金 500
9 企画費補助金	109,397	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 109,397
3 農政対策費補助金	1,032	中山間地域農業直接支払事業交付金 1,032
61 保健体育総務費補助金	9,431	地方スポーツ振興費補助金（運動部活動の地域展開等推進事業） 9,071 文化芸術振興費補助金（文化部活動の地域展開等推進事業） 360
1 農業施設等災害復旧費補助金	2,500	農地補助災害復旧事業補助金 2,500
1 社会福祉総務費委託金	893	民生委員活動費交付金 893
24 児童発達支援センター費寄附金	18	療育事業寄附金 18 杏林歯科医院から 18
4 観光費寄附金	200	観光振興寄附金 200 KDDI 株式会社中部北陸総支社から 200
1 常備消防費寄附金	7,000	企業版ふるさと寄附金 7,000
2 事務局費寄附金	300	奨学資金貸付寄附金 300 小原幸子氏から 300
2 特定目的基金繰入金	2,522	過疎地域自立促進基金繰入金 2,522
1 純繰越金	77,173	純繰越金 77,173
2 総務費雑入	9,863	県市町村振興協会市町村交付金 9,863
8 土木費雑入	1,997	建設総務課雑入 1,997
9 消防費雑入	1,707	危機管理課雑入 1,707

(款) 21 市債
(項) 1 市債

款 項 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1 市債	4,745,900	37,100	4,783,000
	6 農林水産業債	306,600	3,500	310,100
	7 商工債	254,100	4,700	258,800
	8 土木債	1,586,200	24,700	1,610,900
	9 消防債	133,500	2,200	135,700
	11 災害復旧債	112,100	2,000	114,100
歳 入 合 計		55,977,903	261,633	56,239,536

(単位 : 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 農業施設整備事業債	3,500	公共施設等適正管理推進事業債	3,500
4 観光施設整備事業債	4,700	過疎対策事業債	4,700
23 道路新設改良事業債	23,000	過疎対策事業債	23,000
45 公園事業債	1,700	こども・子育て支援事業債	1,700
3 消防施設事業債	2,200	緊急防災・減災事業債	2,200
1 農業施設等災害復旧債	2,000	現年発生補助災害復旧事業債	2,000

3 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	6,672,083	4,596	6,676,679				4,596
1 総務管理費	5,715,891	4,596	5,720,487				4,596
13 情報管理費	495,606	4,596	500,202				4,596
							4,596
3 民生費	18,919,900	4,373	18,924,273	893		18	3,462
1 社会福祉費	8,485,484	4,355	8,489,839	893			3,462
1 社会福祉総務費	335,725	1,971	337,696	893			1,078
							1,078
				893			0
				(県) 民生委員活動費交付金			893
4 老人福祉費	2,858,371	2,384	2,860,755				2,384
							1,724
							660
2 児童福祉費	9,367,107	18	9,367,125			18	0
4 児童発達支援センター費	227,848	18	227,866			18	0
						18	0
				(寄) 療育事業寄附金			18
4 衛生費	6,215,324	140,261	6,355,585	109,397			30,864
1 保健衛生費	4,919,036	129,261	5,048,297	98,397			30,864
6 水道費	387,298	129,261	516,559	98,397			30,864
				98,397			30,864
				(国) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金			98,397
2 清掃費	1,296,288	11,000	1,307,288	11,000			0
1 清掃総務費	254,596	11,000	265,596	11,000			0
				11,000			0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	4,596	10情報管理費 4,596 02住民情報システム管理費 4,596 12 委託料 4,596 住民情報システム保守業務委託料 4,596
10 需用費	1,078	
18 負担金補助及び交付金	893	15ふれあいの郷管理運営費 1,078 01ふれあいの郷管理運営費 1,078 10 需用費 1,078 修繕料 1,078 16福祉委員費 893 01福祉委員費 893 18 負担金補助及び交付金 893 民生委員活動費交付金 893
22 償還金利子及び割引料	1,724	10老人福祉一般経費 1,724
27 繰出金	660	01老人福祉一般経費 1,724 22 償還金利子及び割引料 1,724 過年度国庫支出金精算返還金 1,149 過年度県支出金精算返還金 575 12介護保険関係事業費 660 01介護保険特別会計繰出金 660 27 繰出金 660 介護保険特別会計繰出金 660
10 需用費	18	11児童発達支援センター事業費 18 01児童発達支援センター事業費 18 10 需用費 18 消耗品費 18
18 負担金補助及び交付金	129,261	10水道費 129,261 01水道費 129,261 18 負担金補助及び交付金 129,261 水道事業補助金 126,451 簡易水道事業補助金 2,810
18 負担金補助及び交付金	11,000	10リサイクル推進費 11,000 01ごみ減量対策費 11,000

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		1 清掃総務費				(国) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 11,000			
5		労働費	210,933	674	211,607				674
	1	労働諸費	210,933	674	211,607				674
		2 労働福祉施設費	41,797	674	42,471				674
									674
6		農林水産業費	1,746,922	18,574	1,765,496	1,032	3,500		14,042
	1	農業費	951,648	18,574	970,222	1,032	3,500		14,042
		3 農政対策費	134,418	1,530	135,948	1,032			498
						1,032			498
						(県) 中山間地域農業直接支払事業交付金 1,032			
		4 農業振興費	189,259	3,952	193,211		3,500		452
							3,500		452
						(市) 公共施設等適正管理推進事業債 3,500			
		7 農地費	338,219	13,092	351,311				13,092
									12,650
									442
7		商工費	3,733,396	8,214	3,741,610		4,700	200	3,314
	1	商工費	3,733,396	8,214	3,741,610		4,700	200	3,314
		3 金融対策費	1,541,819	3,314	1,545,133				3,314
									3,314
		4 観光費	436,315	4,900	441,215		4,700	200	0
								200	0
						(寄) 観光振興寄附金 200			
							4,700		0
						(市) 過疎対策事業債 4,700			
8		土木費	5,804,994	55,160	5,860,154		24,700	1,098	29,362
	2	道路橋りょう費	3,078,382	42,958	3,121,340		23,000	1,098	18,860

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		18 負担金補助及び交付金 11,000 指定ごみ袋原油価格高騰対策支援事業補助金 11,000
10 需用費	674	10 勤労者福祉センター管理費 674 01 勤労者福祉センター管理費 674 10 需用費 674 修繕料 674
18 負担金補助及び交付金	1,530	16 中山間地域等直接支払事業費 1,530 01 中山間地域等直接支払事業費 1,530 18 負担金補助及び交付金 1,530 直接支払交付金 1,530
14 工事請負費	3,952	25 持続的農業推進事業費 3,952 04 堆肥センター運営事業費 3,952 14 工事請負費 3,952 施設改修工事費 3,952
14 工事請負費	12,650	
18 負担金補助及び交付金	442	18 市単土地改良事業費 12,650 02 農業施設維持補修事業費 12,650 14 工事請負費 12,650 道水路補修工事費 12,650 31 農地保全型簡易基盤整備事業費 442 01 農地保全型簡易基盤整備事業費 442 18 負担金補助及び交付金 442 簡易基盤整備事業補助金 442
22 償還金利子及び割引料	3,314	11 融資事業費 3,314 01 中小企業金融対策事業費 3,314 22 償還金利子及び割引料 3,314 返還金 3,314
12 委託料	200	
14 工事請負費	4,700	20 遠山郷観光振興費 4,900 02 上村観光施設管理費 200 12 委託料 200 施設管理業務委託料 200 08 道の駅遠山郷施設管理費 4,700 14 工事請負費 4,700 観光施設改修工事費 4,700

(款) 8 土木費
(項) 2 道路橋りょう費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	2 道路維持費	674,261	13,910	688,171				13,910
								13,910
	3 道路新設改良費	1,801,995	23,000	1,824,995		23,000		0
						23,000		0
					(市) 過疎対策事業債		23,000	
	4 橋りょう維持費	449,379	6,048	455,427			1,098	4,950
								4,950
							1,098	0
	4 都市計画費	1,933,896	12,202	1,946,098				
						1,700		10,502
	3 街路事業費	139,452	2,500	141,952				2,500
								2,500
	5 公園費	262,505	9,702	272,207		1,700		8,002
								7,711
						1,700		291
	9 消防費	1,390,767	9,768	1,400,535				
						2,200	7,568	0
						2,200	7,568	0
	1 消防費	927,977	7,000	934,977			7,000	0
							7,000	0
					(寄) 企業版ふるさと寄附金		7,000	
	3 消防施設費	120,467	2,200	122,667		2,200		0
						2,200		0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	13,910	12道路維持管理費 13,910 01道路維持管理事業費 13,910 12 委託料 13,910 立木伐採業務委託料 13,910
12 委託料	3,000	
14 工事請負費	20,000	12道路改良事業費（単独） 23,000 09道路自然災害防止事業費 23,000 12 委託料 3,000 測量調査業務等委託料 3,000 14 工事請負費 20,000 道路自然災害防止工事費 20,000
12 委託料	990	
14 工事請負費	3,960	10橋りょう補修事業費 6,048
22 償還金利子及び割引料	1,098	01橋りょう補修事業費 4,950 12 委託料 990 橋りょう維持補修工事設計業務委託料 990 14 工事請負費 3,960 橋りょう維持補修工事費 3,960 02道路メンテナンス事業費 1,098 22 償還金利子及び割引料 1,098 過年度国庫支出金精算返還金 1,098
12 委託料	2,500	10街路一般経費 2,500 03街路管理費 2,500 12 委託料 2,500 施設管理業務委託料 2,500
12 委託料	9,702	13公園維持管理費 7,711 01都市公園維持管理費 7,711 12 委託料 7,711 公園施設管理業務委託料 7,711 14飯田子どもの森公園維持管理費 1,991 01飯田子どもの森公園維持管理費 1,991 12 委託料 1,991 施設管理業務委託料 1,991
18 負担金補助及び交付金	7,000	12南信州広域連合負担金（消防） 7,000 01南信州広域連合負担金（消防） 7,000 18 負担金補助及び交付金 7,000 飯田広域消防本部負担金（活動服購入） 7,000
14 工事請負費	2,200	11消防施設整備事業費 2,200 03消防団詰所整備事業費 2,200

(款) 9 消防費
(項) 1 消防費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		一 般 財 源
						国県支出金	地 方 債	
		3 消防施設費				(市) 緊急防災・減災事業債		2,200
		5 災害対策費	144,271	568	144,839			568
								568
						(諸) 危機管理課雑入		568
10		教育費	6,184,651	15,013	6,199,664	9,431		2,822
		1 教育総務費	663,363	2,822	666,185			2,822
		4 教育政策費	58,545	2,822	61,367			2,822
								2,522
						(繰) 過疎地域自立促進基金繰入金		2,522
								300
						(寄) 奨学資金貸付寄附金		300
		6 保健体育費	1,486,073	12,191	1,498,264	9,431		2,760
		1 保健体育総務費	49,703	12,191	61,894	9,431		2,760
						9,431		2,760
						(県) 地方スポーツ振興費補助金(運動部活動の地域展開等推進事業)		9,071
						(県) 文化芸術振興費補助金(文化部活動の地域展開等推進事業)		360
11		災害復旧費	144,300	5,000	149,300	2,500	2,000	500
		1 農林水産施設災害復旧費	66,200	5,000	71,200	2,500	2,000	500
		1 農業施設等災害復旧費	7,000	5,000	12,000	2,500	2,000	500
						2,500	2,000	500
						(分) 農地補助災害復旧事業分担金		500
						(県) 農地補助災害復旧事業補助金		2,500

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		14 工事請負費	2,200
		機械設備工事費	2,200
22 償還金利子及び割引料	568	10災害対策一般経費	568
		01災害対策一般経費	568
		22 償還金利子及び割引料	568
		過年度国庫支出金精算返還金	568
10 需用費	132		
11 役務費	200	11学校再編費	2,522
12 委託料	1,860	01学校再編費	2,522
17 備品購入費	330	10 需用費	132
18 負担金補助及び交付金	300	消耗品費	132
		11 役務費	200
		筆耕翻訳料	200
		12 委託料	1,860
		校歌額製作業務委託料	323
		校旗製作業務委託料	1,031
		校歌制作業務委託料	220
		校章デザイン制作業務委託料	286
		17 備品購入費	330
		事業用備品購入費	330
		14奨学資金貸付費	300
		01奨学金貸与事業費	300
		18 負担金補助及び交付金	300
		長志育英会奨学資金負担金	300
10 需用費	33		
11 役務費	1,410	11スポーツ事業費	12,191
13 使用料及び賃借料	5,228	12文化・スポーツ活動体制整備事業費	12,191
18 負担金補助及び交付金	5,520	10 需用費	33
		消耗品費	33
		11 役務費	1,410
		保険料	1,410
		13 使用料及び賃借料	5,228
		自動車借上料	5,228
		18 負担金補助及び交付金	5,520
		公認地域クラブ活動参加給付金	5,520
14 工事請負費	5,000	10農地補助災害復旧事業費	5,000
		01現年発生農地補助災害復旧事業費	5,000
		14 工事請負費	5,000
		災害復旧工事費	5,000

(款) 11 災害復旧費

(項) 1 農林水産施設災害復旧費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		1 農業施設等災害復旧費				(市) 現年発生補助災害復旧事業債		2,000	
歳 出 合 計			55,977,903	261,633	56,239,536	123,253	37,100	12,206	89,074

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

附表 1

債務負担行為で翌年度以降にわたるもの
又は支出額の見込み及び令和 8 年度以降

事 項		限 度 額	令和 8 年度以降の支出予定額	
			期 間	金 額
補正前	道路メンテナンス事業 (令和 8 年度)	千円 0	年度	千円 0
補正後		80,000	8 ～ 9	80,000
補正前	新データ放送システム構築業務 委託	15,400	8 ～ 9	15,400
補正後		23,100	8 ～ 9	23,100

についての令和7年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書補正

左の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
44,000	32,400	0	3,600
0	0	7,700	7,700
0	0	15,400	7,700

附表 2

地 方 債 の 令 和 6 年 度 末 に お
 令 和 8 年 度 末 に お け る 現 在

区 分	令 和 7 年 度 末 現 在 高			令 和 8 年 度 中	
				令 和 8 年 度 中	
	補正前の額	補 正 額	補正後の額	繰越明許分	補正前の額
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普 通 債	28,500,358	△ 4,233,700	24,266,658	3,805,000	4,633,800
(1) 総 務	3,782,647	△ 656,900	3,125,747	245,700	526,900
(2) 民 生	1,859,395	△ 170,500	1,688,895		574,000
(3) 衛 生	1,163,747	△ 62,900	1,100,847	23,400	176,700
(4) 労 働	53,257	△ 20,000	33,257		13,600
(5) 農 林	1,223,621	△ 193,400	1,030,221	20,000	306,600
(6) 商 工	1,510,432	△ 86,800	1,423,632		254,100
(7) 土 木	8,518,841	△ 761,900	7,756,941	726,200	1,415,700
(8) 公 営 住 宅	716,241	△ 25,900	690,341		170,500
(9) 消 防	1,503,247	△ 145,800	1,357,447	97,800	133,500
(10) 教 育	8,168,930	△ 2,109,600	6,059,330	2,691,900	1,062,200
2. 災 害 復 旧 債	2,086,919	△ 127,999	1,958,920	108,600	112,100
(1) 補 助	917,738	△ 96,100	821,638	106,600	6,100
(2) 単 独	1,169,181	△ 31,899	1,137,282	2,000	106,000
3. そ の 他	13,492,260		13,492,260		
(1) 減 税 補 て ん 債	3,984		3,984		
(2) 臨 時 財 政 対 策 債	13,374,011		13,374,011		
(3) 減 収 補 て ん 債	114,265		114,265		
合 計	44,079,537	△ 4,361,699	39,717,838	3,913,600	4,745,900

け る 現 在 高 並 び に す 令 和 7 年 度 末 及 び
高 の 見 込 み に 関 する 調 書 補 正

増 減 見 込 み			令 和 8 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
起 債 見 込 額					
補 正 額	補正後の額	計	補正前の額	補 正 額	補正後の額
千円	千円	千円	千円	千円	千円
35, 100	4, 668, 900	8, 473, 900	30, 597, 746	△ 393, 600	30, 204, 146
	526, 900	772, 600	3, 965, 241	△ 411, 200	3, 554, 041
	574, 000	574, 000	2, 205, 124	△ 170, 500	2, 034, 624
	176, 700	200, 100	1, 304, 443	△ 39, 500	1, 264, 943
	13, 600	13, 600	58, 543	△ 20, 000	38, 543
3, 500	310, 100	330, 100	1, 385, 957	△ 169, 900	1, 216, 057
4, 700	258, 800	258, 800	1, 685, 497	△ 82, 100	1, 603, 397
24, 700	1, 440, 400	2, 166, 600	9, 101, 839	△ 11, 000	9, 090, 839
	170, 500	170, 500	815, 786	△ 25, 900	789, 886
2, 200	135, 700	233, 500	1, 433, 945	△ 45, 800	1, 388, 145
	1, 062, 200	3, 754, 100	8, 641, 371	582, 300	9, 223, 671
2, 000	114, 100	222, 700	2, 017, 628	△ 17, 399	2, 000, 229
2, 000	8, 100	114, 700	868, 725	12, 500	881, 225
	106, 000	108, 000	1, 148, 903	△ 29, 899	1, 119, 004
			11, 950, 778		11, 950, 778
			11, 844, 131		11, 844, 131
			106, 647		106, 647
37, 100	4, 783, 000	8, 696, 600	44, 566, 152	△ 410, 999	44, 155, 153

令和 8 年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案

令和 8 年度飯田市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 51,662 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,009,562 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日提出

飯田市長 佐 藤 健

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 繰入金		1,920,762	660	1,921,422
	1 一般会計繰入金	1,761,518	660	1,762,178
8 繰越金		30,000	51,002	81,002
	1 繰越金	30,000	51,002	81,002
歳 入 合 計		11,957,900	51,662	12,009,562

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		258,854	660	259,514
	1 総務管理費	141,228	660	141,888
8 諸支出金		81,544	51,002	132,546
	1 還付金及び償還金	34,100	51,002	85,102
歳 出 合 計		11,957,900	51,662	12,009,562

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳出)

[illegible]

(単位 : 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		660	0
			51,002
		660	51,002

2 歳入

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 繰入金		1,920,762	660	1,921,422
1 一般会計繰入金		1,761,518	660	1,762,178
4 その他一般会計繰入金		259,054	660	259,714
8 繰越金		30,000	51,002	81,002
1 繰越金		30,000	51,002	81,002
1 繰越金		30,000	51,002	81,002
歳 入 合 計		11,957,900	51,662	12,009,562

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 職員給与費等繰入金	660	職員給与費等繰入金 660
2 純繰越金	51,002	純繰越金 51,002

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	258,854	660	259,514			660	0
1 総務管理費	141,228	660	141,888			660	0
1 一般管理費	141,108	660	141,768			660	0
						660	0
				(繰) 職員給与費等繰入金			660
8 諸支出金	81,544	51,002	132,546				51,002
1 還付金及び償還金	34,100	51,002	85,102				51,002
2 償還金	30,100	51,002	81,102				51,002
							51,002
歳 出 合 計	11,957,900	51,662	12,009,562			660	51,002

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	660	10一般管理費 660 01一般管理費 660 12 委託料 660 システム改修業務委託料 660
22 償還金利子及び割引料	51,002	10償還金 51,002 01償還金 51,002 22 償還金利子及び割引料 51,002 返還金 51,002

令和 8 年度飯田市病院事業会計補正予算（第 1 号）案

第 1 条 令和 8 年度飯田市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 8 年度飯田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	2, 009, 400千円	26, 327千円	2, 035, 727千円
第 3 項 寄附金	0千円	26, 327千円	26, 327千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	2, 724, 900千円	26, 327千円	2, 751, 227千円
第 1 項 建設改良費	1, 741, 086千円	26, 327千円	1, 767, 413千円

令和 8 年 9 月 2 日提出

飯田市長 佐藤 健

令和8年度飯田市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

資本的收入及び支出
収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			千円 2,009,400	千円 26,327	千円 2,035,727	
	3 寄 附 金		0	26,327	26,327	
		1 寄 附 金	0	26,327	26,327	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			千円 2,724,900	千円 26,327	千円 2,751,227	
	1 建設改良費		1,741,086	26,327	1,767,413	
		1 改 良 費	224,000	8,500	232,500	
		2 設 備 費	1,517,086	17,827	1,534,913	

令和 8 年度飯田市病院事業会計補正予算（第 1 号） 予定キャッシュ・フロー計算書

（令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで）

区 分	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 637,086	△ 26,327	△ 663,413
寄附金による収入	0	26,327	26,327
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,636,541	0	△ 1,636,541
資金増減額	△ 351,248	0	△ 351,248
資金期末残高	3,326,180	0	3,326,180

令和8年度飯田市水道事業会計補正予算（第1号）案

第1条 令和8年度飯田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度飯田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,265,800千円	7,540千円	2,273,340千円
第1項 営業収益	1,935,391千円	△125,544千円	1,809,847千円
第2項 営業外収益	330,408千円	133,084千円	463,492千円
第2款 簡易水道事業収益	101,500千円	3,740千円	105,240千円
第1項 営業収益	31,357千円	△2,810千円	28,547千円
第2項 営業外収益	70,142千円	6,550千円	76,692千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,069,300千円	8,078千円	2,077,378千円
第1項 営業費用	1,969,511千円	8,078千円	1,977,589千円
第2款 簡易水道事業費用	151,300千円	3,740千円	155,040千円
第1項 営業費用	146,222千円	3,740千円	149,962千円

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,071,400千円」を「1,073,400千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「219,886千円」を「220,068千円」に、減債積立金「23,237千円」を「25,055千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業資本的支出	2,458,400千円	2,000千円	2,460,400千円
第1項 建設改良費	2,007,376千円	2,000千円	2,009,376千円

第4条 予算第10条で定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 収益的支出に対する補助	138,621千円	129,261千円	267,882千円

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

令和8年度 飯田市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	水道事業収益		2,265,800	7,540	2,273,340	
	01	営業収益	1,935,391	△ 125,544	1,809,847	
		01 給水収益	1,782,534	△ 125,544	1,656,990	
	02	営業外収益	330,408	133,084	463,492	
		02 他会計補助金	86,018	126,451	212,469	
		06 雑収益	526	6,633	7,159	
02	簡易水道事業収益		101,500	3,740	105,240	
	01	営業収益	31,357	△ 2,810	28,547	
		01 給水収益	31,072	△ 2,810	28,262	
	02	営業外収益	70,142	6,550	76,692	
		02 他会計補助金	48,935	2,810	51,745	
		06 雑収益	3	3,740	3,743	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	水道事業費用		2,069,300	8,078	2,077,378	
	01	営業費用	1,969,511	8,078	1,977,589	
		02 配水及び給水費	250,077	6,633	256,710	
		04 総係費	202,867	1,445	204,312	
02	簡易水道事業費用		151,300	3,740	155,040	
	01	営業費用	146,222	3,740	149,962	
		02 配水及び給水費	13,478	3,740	17,218	

資本的收入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01	水道事業資本的支出		2,458,400	2,000	2,460,400	
	01	建設改良費	2,007,376	2,000	2,009,376	
		03 設備費	39,243	2,000	41,243	

令和8年度飯田市水道事業会計補正予算(第1号) 予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

区 分	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	9,771	△ 516	9,255
小計	960,939	△ 516	960,423
営業活動によるキャッシュ・フロー	860,274	△ 516	859,758
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得、建設改良事業実施額	△ 1,926,755	△ 1,818	△ 1,928,573
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,815,529	△ 1,818	△ 1,817,347
資金増減額	11,391	△ 2,334	9,057
資金期末残高	1,397,286	△ 2,334	1,394,952

令和 8 年度飯田市各財産区会計補正予算（第 1 号）案

令和 8 年度飯田市の各財産区会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,591 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,849 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日提出

飯田市長 佐藤 健

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰入金		12,710	985	13,695
	1 基金繰入金	12,710	985	13,695
5 諸収入		4,468	1,606	6,074
	1 受託事業収入	4,000	1,606	5,606
歳 入 合 計		39,258	2,591	41,849

歲出

(単位：千円)

[illegible]

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	29,735	2,591	32,326
歳 出 合 計	39,258	2,591	41,849

(単位：千円)

補正額の財源			内訳
特 国 県 支 出 金	定 地 方 債	源 そ の 他	一 般 財 源
			2,591
			2,591

2 歳入

(款) 3 繰入金

(項) 1 基金繰入金

款 項 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰入金		12,710	985	13,695
1 基金繰入金		12,710	985	13,695
1 基金繰入金		12,710	985	13,695
5 諸収入		4,468	1,606	6,074
1 受託事業収入		4,000	1,606	5,606
1 森林整備センター分収造林受託事業収入		4,000	1,606	5,606
歳 入 合 計		39,258	2,591	41,849

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 北十区財産区	985	基金繰入金 985
12 中村財産区	1,606	森林整備センター分収造林受託事業収入 1,606

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 2 財産管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	29,735	2,591	32,326				2,591
2 財産管理費	25,248	2,591	27,839				2,591
12 中村財産区	4,262	1,606	5,868				1,606
							1,606
14 北十区財産区	3,539	985	4,524				985
							985
歳 出 合 計	39,258	2,591	41,849				2,591

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	1,606	10財産管理費 1,606 01財産管理費 1,606 12 委託料 1,606 森林整備センター分収造林事業委託料 1,606
12 委託料	985	10財産管理費 985 01財産管理費 985 12 委託料 985 支障伐採業務委託料 985

議案第104号

令和7年度飯田市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度飯田市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第105号

令和7年度飯田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度飯田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第106号

令和7年度飯田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度飯田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第107号

令和7年度飯田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度飯田市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第108号

令和7年度飯田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度飯田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第109号

令和7年度飯田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度飯田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第110号

令和7年度飯田市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度飯田市墓地事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第111号

令和7年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第112号

令和7年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第113号

令和7年度飯田市病院事業決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度飯田市病院事業決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第114号

令和7年度飯田市水道事業決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度飯田市水道事業決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第115号

令和7年度飯田市下水道事業決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度飯田市下水道事業決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和8年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第116号

令和 7 年度飯田市各財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 7 年度飯田市各財産区会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

飯田市長 佐 藤 健